

[事案 2024-291] 入院一時金支払請求

・令和7年11月28日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院一時金が支払われなかったことを不服として、入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

本契約の被保険者（申立人代表者）が、令和5年7月3日から同月18日まで左肩・左肋骨・腰部・両股打撲により入院したため、申立人を契約者および一時金受取人、申立人代表者を被保険者として、同月1日に募集代理店を通じて契約した定期保険にもとづき入院一時金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に入院一時金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院一時金を支払ってほしい。

(1)被保険者は打撲が原因で入院したが、入院の必要性がないと言われ、支払いを拒否された。

主治医からも協力を得て、再調査依頼を掛け合ってもらったが、結論は変わらなかった。

(2)会社の代表者に何かあった時の備えとして加入したが、給付金が出なければ意味がない。

(3)保険会社が支払いを拒絶した理由として、怪我から入院までの期間が長い、入院中に外出がある、と書面に記載があったが、入院当時の状況を被保険者や主治医に確認せず、保険会社の医師の判断だけで結論づけたことは不満である。

<保険会社の主張>

受傷日から8日後の入院であり緊急性が認められないこと、入院3日後以降計4回の外出があったこと、外傷により明らかな検査結果の異常もないことから、支払事由には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院当時の状況等を確認するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。